感染症の予防及びまん延の防止のための指針

美濃加茂市中部長寿支援センター

1 基本方針

当事業所は、利用者及び家族の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

当事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

(1)利用者及び家族、従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイ ルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等

- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- (3)血液、体液を介して感染する感染症 肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者及び家族の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、保 護及び安全の確保等を最優先とし、必要に応じて次に掲げる措置を講じる。

- (1)発生状況の把握
- (2)感染拡大の防止
- (3)医療措置
- (4) 市への報告
- (5)保健所及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族への適切な対応を行うため、感染症対策委員会を設置する。

事業所における委員会の運営責任者は保健師の資格を有する職員の中から選任する。

- ② 委員会の開催にあたっては、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要な場合に担当者が招集する。
- ④ 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。
 - ア) 事業所内感染対策の立案
 - イ) 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ウ) 利用者及び従業者の健康状態の把握
 - 工) 感染症発生時の措置(対応・報告)
 - オ) 研修・教育計画の策定及び実施
 - カ) 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を次のとおり実施する。

- (1)新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

6 指針の閲覧

当指針は、利用者及び者家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附則

当指針は、令和6年3月1日から施行します。